

スクールソーシャルワーカーの支援が子どもに届くための 「チーム学校」の検討

北九州市立大学 社会システム研究科

地域コミュニティ専攻

佐藤謙吉

【要旨】

『生徒指導提要』の改訂により、学校現場での生徒指導のあり方に大きな変化が見られる中、「チーム学校による生徒指導体制」として、スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーといった専門職との協働が教員に求められるようになった。しかし、生徒指導の歴史と背景を紐解くと、戦後の有職少年を中心とした非行への対策が警察を中心に行われた頃から、次第に生徒指導を学校が担うようになっていき、校内暴力、登校拒否（不登校）、いじめ、インターネット問題、発達障害などと問題も多様化・複雑化する中、教員による「生徒指導」では対応が難しくなっていき、専門職による問題解決が期待されるようになった。

一方、教育領域におけるソーシャルワークについては、古くから家庭訪問（福祉教員）、同和教育、生活綴方教師など教員による特徴的な実践がなされている。1970年代から小川利夫の「教育福祉論」が「教育と福祉の谷間にある諸問題」をターゲットに、学校教育・社会教育・家庭教育を一致協力して子どもの発達と学習を保障する必要があると述べており、この考えは現在に通じるものがある。そして、2008年に始まった「スクールソーシャルワーカー活用事業」について、子どもの困難の背景にある複雑な問題への働きかけや関係機関との連携強化によって、課題の解決を図るコーディネーター的存在としてスクールソーシャルワーカーを活用して多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図っていくとある。しかし、制度が導入されてから、スクールソーシャルワーカーが、学校組織の体制と学校独自文化との距離感や連帯といった、支援の場での困難を抱えていることが明らかになった。

これら先行研究から、子どもと向き合う教員がどのように対応して良いかわからないような、それは支援の限界を教員が感じざるを得ないような、一方で支援を必要とする子どもや家族にとってはいつまでも福祉ニーズを満たされない状態が続いていると言えるような状況が生み出されているといえる。

今回の研究において、制度としてスクールソーシャルワーカー活用事業が掲げた理念の実現に対して、教育の臨床現場の教員が応じることができていない問題が存在しているの

ではないかというという研究の問いに対して、学校教育の臨床現場で何が起きているのかを調査した。調査対象は機縁法により選定された現役の教員6名（男性2名、女性4名）で、調査方法は半構造化インタビューを実施。質問事項は以下の3点。① スクールソーシャルワーカーと共に実践した生徒指導、② ①の際、スクールソーシャルワーカーの支援を受けなかったらどう対応したと思うか、③ スクールソーシャルワーカーの支援を受けてみたかったと思う生徒指導のケース。インタビュー内容を言語データ化し、SCAT（Steps for Coding and Theorization）を用いて探索的分析を行い、導き出された結果は次のとおりである。

「チーム学校」に向けて教員がスクールソーシャルワーカーとの協働を阻む1つ目の要因として、教員個々の資質・能力に関する要因が挙げられる。教員による単独解決の考えや、個人の裁量にある程度任せられて成長してきたベテラン教員と若い教員とのソーシャルワークに対する捉え方・距離感の違いが導き出された。2つ目の要因として、学校組織の文化・体質に関する要因が導かれた。スクールソーシャルワークに対する学校教職員・教育委員会の理解不足があらためて確認され、学校文化として、同僚だからこそ協働する反面、同僚だからこそその専門性や各自の教育権を尊重して、結果放任してしまう事態を生むこともある。ソーシャルワークが for children というより for school になってしまっている側面を有することも浮き彫りになった。3つ目の要因は教員・学校組織双方に関する要因である。専門職への接続のタイミングが教員による指導の限界の時であり、より早く支援が届くためにも、指導の開始時期から組織的に専門職と協働すべき点が挙げられる。そして、「チーム学校」の担い手が教員であり、その資質向上のためにも社会福祉や関係機関のことなどを組織的に知っていく取り組みが欠かせず、社会福祉の基本態度である非審判的態度を示せるように組織的に学び、専門職と協働していく準備が重要だと導き出された。

教員が子どもと向き合うマイクロレベルの取り組みや、学校や教育委員会などが行う研修などのメゾレベルの取り組みは、教員・学校組織の側でできることである。「チーム学校」の取り組みが『生徒指導提要』の改訂でより教員に周知されていく環境ができたことにより、支援が必要な子どもを守るために家庭への介入に関する権限を強めるような国の法令・指針づくりなど、マクロレベルである政策へのアプローチも示唆される結果となった。